



別紙様式1

(表面)

| 社会福祉法人定款変更認可申請書                                     |   |  |  |
|---|---|--|--|
| 申請者   | 主たる事務所の所在地  | 国立市富士見台2丁目47番地の1   |  |
|   | ふりがな<br>名称  | しゃかいふくしほうじん まるまるふくしかい<br>社会福祉法人 ○○福祉会  |  |
|   | 代表者の氏名  | 理事長 国立 太郎  | (印)  |
| 申請年月日   | 平成25年○○月○○日   |  |  |
| 定<br>款<br>変<br>更<br>の<br>内<br>容<br>及<br>び<br>理<br>由 | 内 容   | 変更する項、<br>(号)の単位で記<br>述  | 理 由  |
|   | 変更前の条文  | 変更後の条文   |  |
|   | (監事による監査)<br>第一条<br>2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び東京府知事に報告するものとする。         | (監事による監査)<br>第一条<br>2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び国立市長に報告するものとする。   | 所轄庁の変更   |
|   | (資産の区分)<br>第一三条<br>2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。<br>(1) 土地<br>(イ)～(ハ)…(略) | (資産の区分)<br>第一三条<br>2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。<br>(1) 土地<br>(イ)～(ハ)…(略)<br>(ニ) 東京都国立市富士見台○丁目○○番地○○所在の保育所○○保育園敷地一筆(○○○平方メートル)<br>(2) 建物<br>(イ)・(ロ)…(略)<br>(ハ) 東京都国立市富士見台○丁目○○番地○○所在の鉄筋コンクリート造陸屋根○階建保育所○保育園園舎一棟(延○○○.○○平方メートル) | 土地の新規取得<br>登記簿の記載と一致させてください。<br><br>建物の新規取得<br>登記簿の記載と一致させてください。 |

(裏面)

|   | 左右を対象・並列にして記載  |  | 理由     |
|---|--|--|--------|
|   | 内<br>変更前の条文  | 容<br>変更後の条文  |        |
| 定<br>款<br>変<br>更<br>の<br>内<br>容<br>及<br>び<br>理<br>由 | (基本財産の処分)<br>第一四条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、 <u>東京都知事</u> の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、 <u>東京都知事</u> の承認は必要としない。  | (基本財産の処分)<br>第一四条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、 <u>国立市長</u> の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、 <u>国立市長</u> の承認は必要としない。  | 所轄庁の変更 |
|   | (合併)<br>第二四条 合併しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、 <u>東京都知事</u> の認可を受けなければならない。   | (合併)<br>第二四条 合併しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、 <u>国立市長</u> の認可を受けなければならない。  | 所轄庁の変更 |
|   | (定款の変更)<br>第二五条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、 <u>東京都知事</u> の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く）を受けなければならない。<br>2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を <u>東京都知事</u> に届け出なければならない。 | (定款の変更)<br>第二五条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、 <u>国立市長</u> の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く）を受けなければならない。<br>2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を <u>国立市長</u> に届け出なければならない。 | 所轄庁の変更 |

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本工業規格A列4番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
- 3 この申請書は、社会福祉法施行規則第3条第1項第1号及び第2号に掲げる書類を添付するとともに、当該定款変更の内容に応じ、同条第2項又は第3項に規定する書類を添付すること。